

厚生保健委員会

こども家庭部子育て支援課

児童手当支給事業に係る予算流用について

1 概要

児童手当について、2月定期払いの不足分を流用により事業執行するもの。

2 背景

- 令和6年10月1日施行の児童手当法改正により所得制限の撤廃、支給対象を高校生世代（18歳に達する日以後の3月31日）まで延長、第3子以降の支給額を月額3万円に増額が定められた。
- 法改正に伴う対象者の増加が当初の見込みを上回ったことから、2月定期払いにおいて予算が不足する見込み。

3 事業内容

支給対象者に対し、児童手当2月定期払い（12、1月分）を以下のとおり支給するもの。

(1) 支給対象児童数	延べ約 214,000 人
(2) 支 給 額	支給対象児童 3歳児未満 15,000 円／月 3歳児以上～高校生世代 10,000 円／月 ※第3子以降はいずれも 30,000 円／月
(3) 支 給 日	令和8年2月13日
(4) 必 要 額	2,730,475 千円 A
(5) 予 算 残 額	2,192,295 千円 B
(6) 不 足 額	538,180 千円 A-B

4 事業執行

- 必要額2,730,475千円のうち、不足する538,180千円を流用により確保し、支給に対応するもの。

（流用内訳）

区分	大事業	中事業	節	細節	流用額 (千円)
流用元	ひとり親家庭等支援事業	児童扶養手当支給事業	19 扶助費	01 扶助費	△260,180
	家庭福祉支援事業	こども医療費助成事業	19 扶助費	01 扶助費	△278,000
流用先	家庭福祉支援事業	児童手当支給事業	19 扶助費	01 扶助費	538,180

- 令和8年2月市議会に提案予定の補正予算により流用戻しを行う。